

西信達中学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

目 次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 今日的ないじめに対するとらえ	
4 いじめ防止のための組織	
5 取組状況の把握と検証(PDCA)	
6 年間計画	
第2章 いじめ防止	5
1 基本的な考え方	
2 いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見	7
1 基本的な考え方	
2 いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する迅速な対応	8
1 基本的な考え方	
2 いじめの発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒への支援又はその保護者への支援	
4 いじめた生徒への支援又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
7 いじめ解消に向けて	
第5章 その他	10
1 改訂	

第Ⅰ章 いじめ防止に関する本校の考え方

I 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することとなります。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となります。

○いじめは絶対に許されない

いじめはすべての子どもにおこりうる可能性のある問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されません。

家庭や地域社会、学校での活動を通して、早期に規範意識や人権感覚を養うことが必要です。

○豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるように、豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければなりません。家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要です。

○地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境(雰囲気)を生み出す必要があります。そうした社会との関わりの中で、子どもは、すべての人をかけがえのない存在として大切にする気持ちを養っていきます。子どもを取り巻く大人たちがよいモデルとなって、子どもたちを導く存在となることが求

められています。

本校では、『「志をもって 自ら学び たくましく生きる」生徒の育成』を教育目標としており、そのために主体性をもった生徒を育て、人権を尊重し、心の居場所となる明るく楽しい学校づくりに重点を置いて取り組んでいます。いじめは誰からも笑顔を奪い取るだけではなく、時には命さえ奪い取る重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに西信達中学校いじめ防止基本方針を定めます。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童 生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該 児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の 苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。そして、具体的ないじめの態様として、以下のようものが考えられます。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び

築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

3 今日的ないじめに対するとらえ

○“閉じた”集団の中でのいじめ

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループや部活動の仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられます。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中の出来事は、他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性があります。また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものではなく、ふとしたきっかけで加害・被害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られます。

○インターネット・SNS 等を介したいじめ（ネット上のいじめ）

スマートフォンなどの普及により、インターネットや、LINE・Twitter などに代表される SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっています。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットや SNS によって広がり、深刻化する事例もあります。インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなります。また、SNS のグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあります。さらに、インターネットや SNS ではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かっての会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで誤解を招きやすい傾向があります。そのため、コミュニケーション能力を育していく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られます。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年担当、養護教諭

(必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画の進捗状況の確認

キ 各取組の有効性の検証

ク いじめ防止基本方針の見直し

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ不登校対策委員会は 2 週間に1回程度開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

6 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施とします。

泉南市立西信達中学校 いじめ防止年間計画				
	1年生	2年生	3年生	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子把握)	始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子把握)	始業式 保護者・生徒への相談窓口周知 家庭訪問 (家庭での様子把握)	「いじめ防止基本方針」のHP更新 いじめ不登校対策委員会の定期開催 道徳の授業をいじめ防止を目的とした教材を使用して行う

5月	公開授業参観 教育相談月間	公開授業参観 教育相談月間	公開授業参観 教育相談月間	QU の実施
6月	いじめアンケートの 実施	校外学習 (集団づくり) いじめアンケートの 実施	修学旅行 (集団づくり) いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 集約・いじめ不登 校対策委員会の開 催
7月	期末懇談会 情報モラル教育	期末懇談会 情報モラル教育	期末懇談会 情報モラル教育	
9月	教育相談月間	教育相談月間	教育相談月間	
10月	体育大会 (集団づくり)	体育大会 (集団づくり)	体育大会 (集団づくり)	
11月	いじめアンケートの 実施 校外学習 (集団づくり)	いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 集約・いじめ不登 校対策委員会の開 催 QU の実施
12月	合唱コンクール (集団づくり)	合唱コンクール (集団づくり)	合唱コンクール (集団づくり)	
2月	期末懇談会	期末懇談会	期末懇談会	
3月	いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 実施	いじめアンケートの 集約・いじめ不登 校対策委員会の開 催
	学年末懇談会	学年末懇談会	学年末懇談会	

第2章 いじめ防止

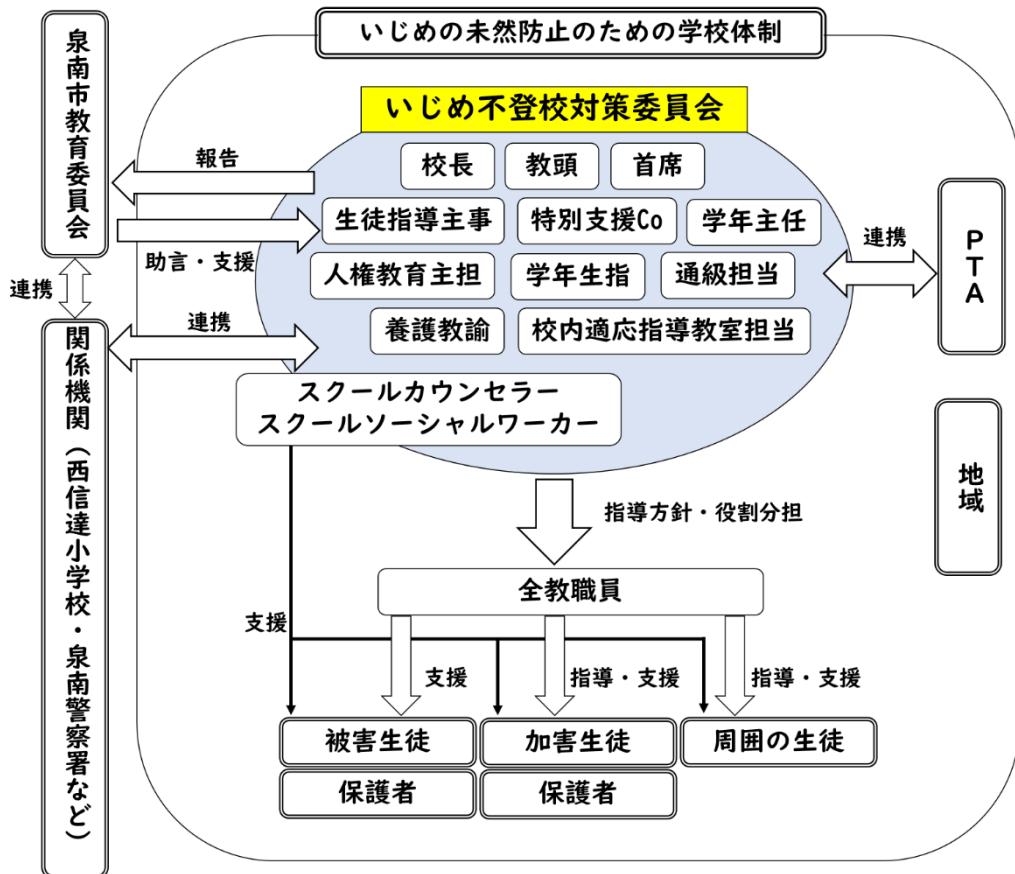
I 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、

特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要があります。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要があります。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要です。

2 いじめ防止のための措置

- (1) すべての教職員がいじめの特性を十分に理解し、生徒の状況を共有することを徹底し、些細なことでも生徒に声をかけ積極的な生徒理解をすることで未然防止、早期発見につなげます。また、校内外の関係諸機関、専門職の特性を理解し、適切な支援体制を構築します。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、そのような環境を整えることは自尊心や自己肯定感の高まりにもつながります。
- (3) いじめは校内だけで起こりえるものではなく、どこでも、いつでも起こりえるものとして理解し、保護者やPTA、地域との連携を密にすることが不可欠です。



第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、いじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見受けられます。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがあります。更に、昨今ではSNS、ネットなど匿名の誹謗中傷も多く、いじめの隠匿性だけでなく、拡散性もあり根絶しがたい状況にあります。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められています。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 第一に生徒理解に努めることが当然ですが、普段からの生徒との関わりや教育相談など直接的に得た見解に止まらず、いじめアンケートやQUなどのアンケートを実施します。いじめアンケートについては、すぐに確認をして、被害の訴えや気になることを書いている場合は、学年職員と担当で情報共有し、すぐに対応します。QUについては、検討会を設け、これらの全ての結果を全職員で共有します。個々の生徒の状態や学級、学年の状況を共有し、些細な変化にも気づくことができる環境を整えます。また、全教職員が積極的な生徒理解に努めることで生徒が安心して相談できる信頼関係を築いていきます。
- (2) 生徒間の正しい関係を築くために学校生活に班活動を導入し、その活動の中でお互いの特性を認め合い、相手の立場を理解しながら感情を伝え合いする中で安心して話や相談ができる集団を育てます。そして、誰もが自尊心、自己肯定感を感じ、相互理解ができるいじめを許さない環境を作ります。
- (3) 普段から保護者との連絡を密にし、校内では見せない生徒の一面も知ることで早期発見につなげます。また、地域との連携も、登下校の様子や普段の生徒の様子を知ることができる大切な関係であることを認識し、深めていきます。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然です。いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことです。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要です。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えます。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切です。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わります。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮します。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年主任に報告し、いじめ不登校対策委員会を中心に情報を共有します。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、泉南市教育委員会に報告し、相談します。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行います。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、泉南警察署と相談し、対応方針を検討します。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉南警察署に通報し、適切に援助を求めます。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人

(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応します。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行います。

4 いじめた生徒への支援又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行います。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮を行います。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげます。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させます。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」、ということを生徒に徹底して伝えます。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図ります。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努めます。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることに

より教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直します。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図ります。その際、スクールカウンセラーとも連携します。体育大会や合唱コンクール等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援します。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じます。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や泉南警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を推進し、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けます。

7 いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消すること」はできません。「解消している」と判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があります。なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分にふまえ、日常的に注意深く観察する必要があります。

第5章 その他

I 改訂

本基本方針に基づき対応・行動をとる中で、想定に収まらない事象や追加が必要な項目が見いだされた時は、速やかに問題点を検証し、いじめ不登校対策委員会が中心となって改訂を行います。